

令和5年度 決算説明資料

令和6年10月9日

子ども青少年局

目 次

	頁
1 家庭訪問型相談支援事業の実施状況	1
2 子どもの権利擁護機関の他都市比較	2
3 子どもの権利相談室「なごもっか」の体制強化等の状況	4
4 ナゴヤわくわくプレゼント事業の利用率等の推移	7
5 ナゴヤわくわくプレゼント事業に対する満足度等	8
6 産前・産後ヘルプ事業の残時間別最終利用月別の利用者数	10
7 本市における子ども会の考え方	12
8 子ども会活動モデル事業の概要	13
9 女性福祉に関する相談窓口の対応時間と実績	14
10 障害者青年学級団体数及び障害者青年数の推移	16
11 障害者青年学級開設補助金の概要	17
12 ひとり親家庭の外出等支援におけるマナカチャージ券の送付件数等	18
13 本市で把握している子ども食堂数及び運営補助金の交付か所数	19
14 名古屋市児童を虐待から守る条例に関する主な取組状況の推移	20
15 児童虐待に関する条例における主な規定事項の他都市比較	21
16 障害児通所支援事業所等への指導監査実施状況の推移	22
17 政令指定都市の産後ケア事業（宿泊型）の1日当たり利用料	23
18 妊婦・子育て家庭応援金の支給率等	24
19 児童養護施設等入所児童の退所後の就労継続期間	25

1 家庭訪問型相談支援事業の実施状況

(1) 主訴別実績

(令和5年度末現在)

区 分	件 数	割 合
	件	%
不 登 校	428	55.9
発 達 障 害	72	9.4
学 業 の 悩 み	49	6.4
親 子 関 係	69	9.0
養 育 環 境	65	8.5
人 間 関 係	22	2.9
ひ き こ も り	16	2.1
非 行	12	1.5
そ の 他	33	4.3
計	766	100.0

注1：その他は、家族関係、精神疾患等の件数

注2：実績は、前年度以前に受付し、継続している件数を含む。

(2) 相談主訴が不登校における支援後の変化の状況

(令和5年度末現在)

区 分	件 数	割 合
	件	%
変 化 あ り	255	55.6
う ち 学 校 復 帰	59	12.9
う ち 登 校 状 況 変 化	103	22.4
う ち 復 帰 に 前 向 き な 言 動 あ り	93	20.3
変 化 な し	204	44.4
計	459	100.0

注：件数は、令和5年度に支援した児童（前年度以前から支援し、継続している児童を含む）のうち、第一主訴から第三主訴が不登校の児童について算出

2 子どもの権利擁護機関の他都市比較

(1) 体制等

区 分	名 古 屋	札 幌	川 崎	相 模 原	豊 田
名 称	子どもの権利 擁護委員	子どもの権利 救済委員	人権オンブズ パーソン	子どもの権利 救済委員	子どもの権利 擁護委員
活 動 制 体	人 擁護委員 5 調査相談員 15 専門調査員 6	人 救済委員 2 調査員 3 相談員 7	人 オンブズパーソン 2 専門調査員 4	人 救済委員 3 子どもの権利相談員 4	人 擁護委員 3 子どもの権利相談員 4 専門員 3
相 談 法 方	電話 面談 手紙 FAX SNS	電話 面談 メール SNS	電話 面談 ウェブサイト	電話 面談	電話 面談 手紙 FAX メール
特 徴	委員の職務として普及啓発を含む	SNSによる相談が可能	男女平等の相談も兼ねる	—	—

注1：活動体制は定員（定員の定めがない場合は実人数）を記載

注2：名古屋市のSNSは、初めて相談する子どもからの面談予約のみ可能

注3：川崎市のウェブサイトは、電話相談の予約のみ可能

(2) 相談件数

(単位：件)

		名古屋	札幌	川崎	相模原	豊田
初回相談件数		418	1,144	74	69	138
相 談 方 法	電話	403	456	非公表	67	101
	面談	10	5		2	6
	手紙	4	—		—	4
	FAX	0	—		—	0
	メール	—	85		—	0
	SNS	1	598		—	—
	その他	—	—		—	27
延べ相談件数		2,922	3,238	177	95	1,044

3 子どもの権利相談室「なごもっか」の体制強化等の状況

区 分	対 応	効 果 ・ 成 果
(1) 相談時間の延長	・ 令和4年7月より、相談時間延長をモデル実施 - 木曜日 11時00分～20時00分 →11時00分～22時00分	・ 延長時間帯の相談実績（令和4年7月から令和6年1月まで） - 令和4年度新規10件（延べ43件）（9か月分） - 令和5年度新規11件（延べ70件）（10か月分） ・ 延長時間帯においてもいじめを含む幅広い相談に対応
	・ 令和6年2月より、モデル実施及び子どもへのニーズ調査の結果を踏まえ相談時間を変更 - 火曜日・金曜日 11時00分～19時00分 →11時00分～21時00分 - 木曜日 11時00分～22時00分 →11時00分～21時00分	・ 延長時間帯の相談実績（令和6年2月から令和6年3月まで） - 令和5年度新規6件（延べ40件）（2か月分） ・ 子どものニーズにあった開設時間の設定
(2) 調査相談員の体制強化	・ 令和4年7月より、調査相談員の定員を10名から15名へ増員	・ 相談体制を確保し相談時間延長を実施 ・ 相談対応力の強化

区 分	対 応	効 果 ・ 成 果
(3) I C T等を活用した広報の推進	・ 令和5年8月に、子ども自らが広報方法を話し合う会議を開催 ・ 話し合ったアイデアについて令和6年3月に子どもから試作品を募集	・ 子どもから広報用動画作成等の具体的な広報アイデアが出され、子どもたちによる作成に着手
	・ 令和6年2月より、初回相談の子どもを対象にSNSによる面談予約を開始	・ 子どもからの相談のハードルを下げるとともに、予約受付フォームにおいて子ども向けウェブサイト等を周知
	・ 令和6年3月より、子ども向けウェブサイトを開設	・ 子どもにも分かりやすい表現で、子どもに伝えたいことをリアルタイムに情報発信 ・ 学校に行っていない子どもも含め幅広く広報
(4) 改善・是正に向けた提言等を行うための専門スタッフの確保	・ 令和4年度より、専門調査員を配置	・ 擁護委員を補佐し、関係法規等に関し専門的な視点から情報収集や分析等を実施 ・ 上記の結果を踏まえ、擁護委員が中央教育審議会へ教員不足等についての意見書提出等を実施

区 分	対 応	効 果 ・ 成 果
(5) 学校の担当教員に対する子どもの権利に関する研修の実施	・ 令和4年8月から令和5年1月に、市立全小・中学校の生徒指導担当教諭等を対象にオンデマンド研修を実施 ・ 依頼に基づき教員向け子どもの権利学習を実施 令和4年度 小学校2件、中学校3件 令和5年度 小学校7件、中学校1件	・ 学校における子どもの権利に関する理解の推進

4 ナゴヤわくわくプレゼント事業の利用率等の推移

(各年度末現在)

区 分	4 年 度 末 確 定 (3年度案内状送付分)	5 年 度 末 確 定 (4年度案内状送付分)
送 付 人 数	16,724人	17,900人
利 用 人 数	16,185人	17,455人
利 用 率	96.8%	97.5%

注：原則、申請期限は1歳到達月の月末まで

5 ナゴヤわくわくプレゼント事業に対する満足度等

(1) アンケート結果

ア 総合満足度

(単位：％)

区 分	割 合
満足	71.2
やや満足	26.0
やや不満	2.3
不満	0.5

イ 品揃えの満足度

(単位：％)

区 分	割 合
満足	46.6
やや満足	43.2
やや不満	8.7
不満	1.5

(2) 商品区分別交換割合

(単位：%)

区 分	商 品 例	割 合
育 児 日 用 品	ベビーカー、チャイルドシート、抱っこひも、ベビーチェア、哺乳瓶、食器	30.1
育 児 消 耗 品	ミルク、おむつ、おしりふき、離乳食	16.7
玩 具 等	玩具、室内遊具、ブロック、絵本	13.1
マ マ ・ パ パ サ ポ ー ト	家事等の負担軽減のための調理器具、日用家電等	11.4
施 設 利 用 券	東山動植物園・名古屋港水族館・名古屋近郊遊園地等、記念撮影	9.2
金 券	主に子育て用品を利用目的とする商品券	8.4
そ の 他	乳幼児衣料品、消毒用アルコール、内祝い好適品、名古屋特産品など	11.1

注：商品区分別交換割合は金額ベース

6 産前・産後ヘルプ事業の残時間別最終利用月別の利用者数

(1) 単胎

(令和5年度末現在)

区 分	産 後 3か月まで	産 後 4か月	産 後 5か月	産 後 6か月	計
	人	人	人	人	人
残 時 間 な し	5	6	11	35	57
残 時 間 1 ～ 2 0 時 間	5	8	24	77	114
残 時 間 2 1 ～ 4 0 時 間	9	6	29	85	129
残 時 間 4 1 ～ 6 0 時 間	39	16	37	69	161
残 時 間 6 1 ～ 8 0 時 間	84	14	24	25	147
計	142	50	125	291	608

注：令和5年度の全利用者893人中、令和5年度中に利用期間（産後6か月）が終了した令和5年9月生まれまでの者を計上

(2) 多胎

(令和5年度末現在)

区 分	産 後 9か月まで	産 後 10か月	産 後 11か月	産 後 12か月	計
	人	人	人	人	人
残 時 間 な し	4	0	2	1	7
残 時 間 1 ～ 2 0 時 間	1	0	0	4	5
残 時 間 2 1 ～ 4 0 時 間	0	1	1	1	3
残 時 間 4 1 ～ 6 0 時 間	2	0	2	2	6
残 時 間 6 1 ～ 8 0 時 間	3	0	0	0	3
残 時 間 8 1 ～ 1 0 0 時 間	2	1	0	0	3
計	12	2	5	8	27

注：令和5年度の全利用者68人中、令和5年度中に利用期間（産後12か月）が終了した令和5年3月生まれまでの者を計上

7 本市における子ども会の考え方

区 分	内 容
目 的	子ども会は、子どもの遊びを中心とした集団活動を継続的かつ自主的に行うことにより、その社会性を養い、子どもの健全な育成とその資質の向上を図ることを目的とする。
運 営	(1) 子ども会の運営は、会員の自主性により民主的におこなわれるものであること。 (2) 子ども会の会長を 1人選任していること。
活 動	(1) 子ども会は、文化、体育及び奉仕の活動など、その目的達成のため集団活動を行うものとする。 (2) 行事等の計画実施は、民主的に決め会員のすべてが参加できるものであること。 (3) 活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的におこなうものとし、常に会員が楽しく参加できるものとする。

注1：地域子ども会運営基準から抜粋

注2：会員とは、就学前2学年の幼児並びに小学生及び中学生の児童をいう。

8 子ども会活動モデル事業の概要

区 分	内 容
趣 旨	子どもの主体性を育成し、子どもの意見表明を促進する子ども会活動につながるように、行事における企画提案や当日の運営等を、子ども会会員（以下「子ども自身」という。）が主体となって行うモデル事業を実施
取 組	令和5年7月 子ども会主催企画を子ども自身が検討するワークショップを開催 企画実施に向けた子ども自身が行う準備会を開催 8月 学区主催行事（夏祭り）において、子ども会主催企画を実施 10月 子ども会主催企画の振り返りと子ども会行事（クリスマス会）の企画を検討するワークショップを開催 11月 企画実施に向けた子ども自身が行う準備会を開催 12月 第2回準備会を開催 子ども会行事（クリスマス会）を実施 令和6年2月 1年間の開催内容等を振り返り、次年度の活動内容を話し合うワークショップを開催
参加者の主な意見	(1) 子どもの意見 ・ 行事を通じて子ども会活動を好きになった。 ・ 今後、友だちやきょうだいに子ども会に入ることを勧めたい。 (2) 保護者の意見 ・ 子どもスタッフが大きな声でいきいきと対応していた。 ・ 今までよりもっと、子どもスタッフが自分達で考え進めていけたと思う。

9 女性福祉に関する相談窓口の対応時間と実績

区 分	対 応 時 間	相 談 件 数
区 役 所 ・ 支 所	月曜日から金曜日の 8時45分～17時15分	13,126 件
配偶者暴力相談支援センター	月曜日から金曜日の 10時～17時	676 件
DV被害者ホットライン	土・日・祝日の 10時～18時	288 件
DV被害者SNS相談	水曜日の17時～22時 土曜日の12時～17時	44 件

(参考1) 子ども青少年局所管外の相談窓口

区 分	対 応 時 間	相 談 件 数
名古屋市男女平等参画推進 センター (イーブルなごや相談室) 女性のための総合相談	月・火・金・土・日 10時～16時 水曜日の 10時～13時、 18時～20時	3,678 件
愛 知 県 警 察	毎 2 4 時 日 間	4,677 件
愛 知 県 女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー	月曜日から金曜日の 9時～21時 土・日 日 間 9時～16時	11,501 件
内閣府DV相談プラス	毎 2 4 時 日 間	47,971 件

注1：愛知県警察と愛知県女性相談支援センターの相談件数は県内全域の件数

注2：愛知県警察の相談件数は、令和5年1月1日から12月31日までの期間に
おける配偶者からの暴力事案等の相談等件数

注3：内閣府DV相談プラスの相談件数は令和4年度の全国の件数

(参考2) 各相談窓口の曜日別対応時間帯

区 分		時 間																
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
月	区 役 所 ・ 支 所																	
	配 偶 者 暴 力 相 談 支 援 セ ン ター																	
	イ ー プ ル な ご や 相 談 室																	
	愛 知 県 女 性 相 談 支 援 セ ン ター																	
火	区 役 所 ・ 支 所																	
	配 偶 者 暴 力 相 談 支 援 セ ン ター																	
	イ ー プ ル な ご や 相 談 室																	
	愛 知 県 女 性 相 談 支 援 セ ン ター																	
水	区 役 所 ・ 支 所																	
	配 偶 者 暴 力 相 談 支 援 セ ン ター																	
	D V 被 害 者 談 S N S 相																	
	イ ー プ ル な ご や 相 談 室																	
	愛 知 県 女 性 相 談 支 援 セ ン ター																	
木	区 役 所 ・ 支 所																	
	配 偶 者 暴 力 相 談 支 援 セ ン ター																	
	愛 知 県 女 性 相 談 支 援 セ ン ター																	
金	区 役 所 ・ 支 所																	
	配 偶 者 暴 力 相 談 支 援 セ ン ター																	
	イ ー プ ル な ご や 相 談 室																	
	愛 知 県 女 性 相 談 支 援 セ ン ター																	
土	D V 被 害 者 ホ ッ ト ラ イ ン																	
	D V 被 害 者 S N S 相 談																	
	イ ー プ ル な ご や 相 談 室																	
	愛 知 県 女 性 相 談 支 援 セ ン ター																	
日	D V 被 害 者 ホ ッ ト ラ イ ン																	
	イ ー プ ル な ご や 相 談 室																	
	愛 知 県 女 性 相 談 支 援 セ ン ター																	
祝	D V 被 害 者 ホ ッ ト ラ イ ン																	
毎日	愛 知 県 警 察																	
	内 閣 府 D V 相 談 プ ラ ス																	

注：愛知県警察と内閣府DV相談プラスは24時間

10 障害者青年学級団体数及び障害者青年数の推移

区 分		平成26年度	令和4年度	令和5年度
開設補助金 交付団体数	A 区分	団体 24	団体 10	団体 9
	B 区分		1	1
障害者青年数	A 区分	人 409	人 178	人 163
	B 区分		9	9

注1：A区分は、団体の構成員25人以上かつ障害者青年13人以上

注2：B区分は、団体の構成員15人以上かつ障害者青年8人以上

注3：A区分・B区分は、令和元年度より実施

1 1 障害者青年学級開設補助金の概要

区 分	内 容
事業趣旨	心身に障害のある青年が、仲間やボランティアの人たちとともに学習やスポーツ・レクリエーションなどの集団活動を行うことをはじめ、地域社会と関わり、交流することを通じて、生きがいの発見や豊かな生活の構築を図るとともに、社会の一員として活動することをめざした団体に補助する。
補助対象	障害者青年（15歳以上34歳以下）及びボランティアで構成される市内の団体・サークル ・ A区分 団体の構成員25人以上かつ障害者青年13人以上 ・ B区分 団体の構成員15人以上かつ障害者青年8人以上
補助要件	・ 活動を9回以上開催（1回2時間以上） ・ 学級を運営する「学級主事」「副学級主事」を置き、年3回の学級主事会に参加 ・ 活動内容は「学習と交流」をめざすもの ・ 地域社会との交流活動を1回以上実施
補助金額	・ A区分 年額 139,000円以内 ・ B区分 年額 85,000円以内
団体数減少に対する主な対策	・ 平成 4年度 障害者青年数を15人以上から13人以上に緩和 ・ 平成14年度 活動回数を年12回以上から年10回以上に緩和 ・ 平成20年度 障害者青年の年齢を29歳以下から34歳以下に緩和 活動回数を年10回以上から年9回以上に緩和 ・ 令和 元年度 障害者青年数を8人以上で可能となるB区分を新設 ・ 令和 2年度 特別支援学校高等部卒業生を対象に障害者青年学級のPRパンフレットを配布 ・ 令和 5年度 生涯学習センターにてPRパンフレットを配架

1 2 ひとり親家庭の外出等支援におけるマナカチャージ券の送付件数等

区 分	世 帯 数	児 童 数
送 付 件 数	14,977	22,396
児 童 扶 養 手 当 受 給 者	14,029	21,095
令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金受給者	948	1,301
受 給 件 数	14,011	21,050
未 受 領 件 数	966	1,346

注1：児童扶養手当受給者とは、令和6年1月1日時点で市内に住民登録がある児童扶養手当を受給している世帯をいう。

注2：令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金受給者とは、同給付金の支給を受けた令和6年1月1日から2月29日までの間に市内に住民登録がある世帯をいう。

注3：未受領件数のうち、127世帯（203人）に対しては、令和6年度に再送付を行っている。

1 3 本市で把握している子ども食堂数及び運営補助金の 交付か所数

(単位：か所)

区 分	本 市 で 把 握 し て い る 子 ども 食 堂 の 実 施 か 所 数	子 ども 食 堂 等 運 営 補 助 金 の 交 付 か 所 数
千 種	7	3
東	5	2
北	1 2	7 (1)
西	9	7
中 村	1 4	1
中	1 2	6
昭 和	7	4
瑞 穂	7	3 (1)
熱 田	6	2
中 川	9	4
港	1 1	5
南	7	2
守 山	6	3
緑	1 4	2
名 東	1 1	8
天 白	7	1
計	1 4 4	6 0 (2)

注1：令和5年度末現在

注2：本市で把握している子ども食堂数は、市公式ウェブサイトに掲載している食堂数と
運営補助金及び開設助成金を交付した食堂数

注3：運営補助金の交付か所数のうち、()内は子ども食堂以外の事業での交付か所数

1 4 名古屋市児童を虐待から守る条例に関する主な取組 状況の推移

区 分	取 組 事 項	4 年 度	5 年 度
市 の 責 務 (第 4 条)	緊急介入・初期対応班 による一時保護件数	988件	1,135件
虐 待 の 予 防 (第 8 条)	特定妊婦訪問支援事業 による支援対象者数	96人	81人
	児童虐待発生予防のため の保護者支援事業利用 者数	12人	11人
人 材 の 育 成 (第 9 条)	研修の実施回数	315回	305回
情 報 の 共 有 (第 1 1 条)、 虐待の防止等のための 個 人 情 報 の 提 供 (第 1 2 条)	児童虐待業務対応シス テムによる教育委員会 への情報提供件数	1,560件	2,200件
	警察への新規児童虐待 情報提供件数	3,314件	3,457件
児童相談所への通告に 係る児童の安全の確認 等 (第 1 3 条)	職権一時保護の割合	91.2%	88.5%
	警察への協力依頼等	7件	6件
臨検、捜索等の必要性 の判断 (第 1 4 条)	安全確認のための措置 件数	出頭要求 6件 立入調査 4件 臨検捜索 0件	出頭要求 7件 立入調査 0件 臨検捜索 0件
虐待を受けた児童と保 護者との再統合に向け た指 導 及 び 支 援 (第 1 6 条)	家庭復帰支援事業によ る復帰児童数	25人	38人
虐待の防止等に係る体 制の整備 (第 1 9 条)	児童福祉司数	123人	136人
児 童 虐 待 防 止 推 進 月 間 (第 2 0 条)	広報・啓発活動	2回	2回

15 児童虐待に関する条例における主な規定事項の他都市比較

区 分	母子保健との連携・妊娠期からの支援	虐待防止等のための個人情報提供	転入・転出時 の引継ぎ	虐待を行った保護者への支援・指導	広報・啓発活動
名古屋 (平成25年4月)	—	○	—	親子再統合に向けた支援のみ	5月、11月
大阪 (平成22年12月)	—	—	—	再発防止指導のみ	11月
堺 (平成23年6月)	—	—	—	○	11月
川崎 (平成25年4月)	○	—	転出のみ	再発防止指導のみ	11月
横浜 (平成26年11月)	—	—	転出のみ	○	11月、毎月5日
神戸 (平成31年4月)	○	—	○	○	11月
岡山 (平成31年4月)	○	—	転出のみ	○	11月
北九州 (平成31年4月)	○	—	転出のみ	○	11月
福岡 (令和5年4月)	○	—	—	○	11月、毎月5日

注1：（）内は各都市の条例施行年月を記載

注2：本市以外については条例の施行期日順に記載

1 6 障害児通所支援事業所等への指導監査実施状況の推移

(1) 実地指導等の実施状況

(単位：件)

区 分	内 容	4 年 度	5 年 度
実 地 指 導	運営の適正化を図るため、定期的に全事業所を対象に実施	9 3	8 3
特 別 監 査	不正もしくは著しい不当が疑われる場合に実施	0	4

(2) 事業所・施設数及び指導・監査担当職員数

区 分	平成 2 7 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度
	か 所	か 所	か 所
事 業 所 ・ 施 設 数	3 7 2	7 0 0	7 8 0
	人	人	人
指 導 ・ 監 査 担 当 職 員 数	4	5	5

注 1：各年度 3 月 1 日現在

注 2：担当職員数は、課長級、係長級及び係員の数

注 3：指導・監査業務のほか、指定業務や障害児支援施策業務を担当

17 政令指定都市の産後ケア事業（宿泊型）の1日当たり利用料

(単位：円)

区 分	利用料の設定方法	生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯	
				世帯所得730万円未満	世帯所得730万円以上
名古屋	一律		0	3,520	11,020
札幌	一律		2,500		7,500
仙台	一律		2,300		5,500
さいたま	一律		900		6,800
千葉	施設ごと	上限 300	上限 2,500		上限 5,600
横浜	一律		0		3,000
川崎	一律	0	3,750		7,500
相模原	一律	0	2,500		5,000
新潟	一律		1,250		2,500
静岡	一律		5,600		8,300
浜松	施設ごと	0	1,000～ 10,200		4,500～ 20,000
京都	一律		0	3か月未満 1,335 3か月以上 1,215	3か月未満 5,210 3か月以上 4,910
大阪	一律		1,250		2,125
堺	一律		650		2,600
神戸	一律	1,000	1,500		3,000
岡山	施設ごと		0～14,000		0～18,000
広島	一律		0	2,784	6,193
福岡	一律		0		3,000
北九州	一律		2,000		6,000
熊本	施設ごと	上限 875	上限 1,750		上限 3,500

注1：令和5年度末現在

注2：千葉市、京都市、堺市及び熊本市は1泊2日単位で利用料を決定しているため半額を計上し、川崎市及び京都市は利用6回目以降、利用料が異なる区分があるため5回目までの利用料を計上

18 妊婦・子育て家庭応援金の支給率等

(令和5年度末現在)

区 分	4 申 請 書 送 付 分 年 度 分	5 申 請 書 送 付 分 年 度 分
送 付 人 数	40,191人	29,897人
支 給 人 数	39,607人	23,628人
支 給 率	98.5%	79.0%

注1：申請期限は妊婦応援金は原則出産するまで、子育て家庭応援金は原則生後6か月までであり、令和4年度申請書送付分は確定値、令和5年度申請書送付分は暫定値

注2：令和4年度申請書送付分の送付人数及び支給人数は、国制度の初年度特例として令和4年4月から令和5年2月までに生まれた子どもの親で、令和4年4月より前に妊娠届が提出されていた者を含む。

19 児童養護施設等入所児童の退所後の就労継続期間

区 分	人 数	割 合
	人	%
1 年 未 満	7	21.2
1 年 以 上 3 年 未 満	11	33.3
3 年 以 上	15	45.5
計	33	100.0

注1：令和3年度本市調査結果を基に作成

注2：平成28年4月から令和3年3月の5年間に市内の児童養護施設等から退所後
すぐに就職した者のうち、3年以上経過した者を抜粋

(参考) 全国における新規学卒就職者の3年以内離職率

(単位：%)

区 分	割 合
中 学 卒	52.9
高 校 卒	37.0

注1：令和5年度厚生労働省公表資料を基に作成

注2：令和2年3月に卒業した児童の実績

